

下水道使用料改定のお知らせ

～平成30年4月1日から下水道使用料を値上げします～

市役所下水道課 ☎ 055-948-2920

市では、下水道事業の健全な経営と適正な維持管理を行っていくため、平成30年4月1日の検針分から下水道使用料を引き上げます。使用者の皆さんにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

今回の下水道使用料改定については、広報いずのくにと併せて配布している「下水道使用料改定のお知らせ」または市ホームページもご覧ください。

●下水道使用料はこのように変わります！

改定前後の下水道使用料（2カ月あたり、税抜）

使用区分	現行		改定後	
	水量区分	金額	水量区分	金額
一般 汚水	基本料金 20㎡まで	1,600円	20㎡まで	2,100円
	超過料金 1㎡につき	80円	1㎡につき	105円
営業用温泉汚水	1㎡につき	50円	1㎡につき	50円

●下水道使用料の改定に至るまで

公共下水道は、市民生活を支える重要なライフラインの一つであり、今後も未整備地域の解消や施設の更新・耐震化、維持管理などを継続しなければなりません。しかし、現在の伊豆の国市の使用料水準では、使用料で賄うべき費用を賄いきれていません。この不足分は一般会計からの繰入金に依存しており、下水道未整備地域の市民との公平性を欠くこととなっています。

○市下水道事業運営審議会における審議

市ではこうした状況から、下水道利用者と未利用者の公平性を確保し下水道事業の運営を図るため、伊豆の国市下水道事業運営審議会に対して下水道使用料の改定について意見を求めました。同審議会では、平成28年11月から適正な使用料について4回の審議が行われ、平成29年8月に「答申書」が提出されました。

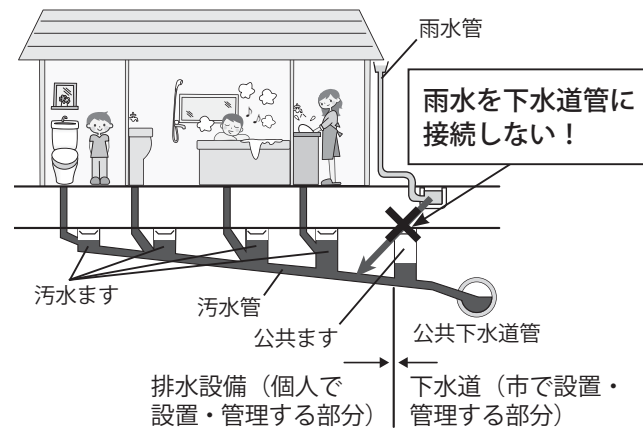


○伊豆の国市議会での議決

答申を受けた市は、この内容に基づいた使用料改定案を伊豆の国市議会に提出。9月議会において、平成30年4月1日検針分から平均31.25%増とする料金改定を実施する議案を提案し、市議会で承認を受けました。

◆下水道管への「誤接続」に注意

公共下水道管は、トイレ、風呂、台所、洗面所などからの排水を集めるためのものです。雨水ますや雨どいからの水は汚水管に接続しないでください。大量の雨水が公共下水道に流れ込み、処理する水量が増えると、その対策に税金が使われたり、使用料の値上げにつながったりすることも考えられます。

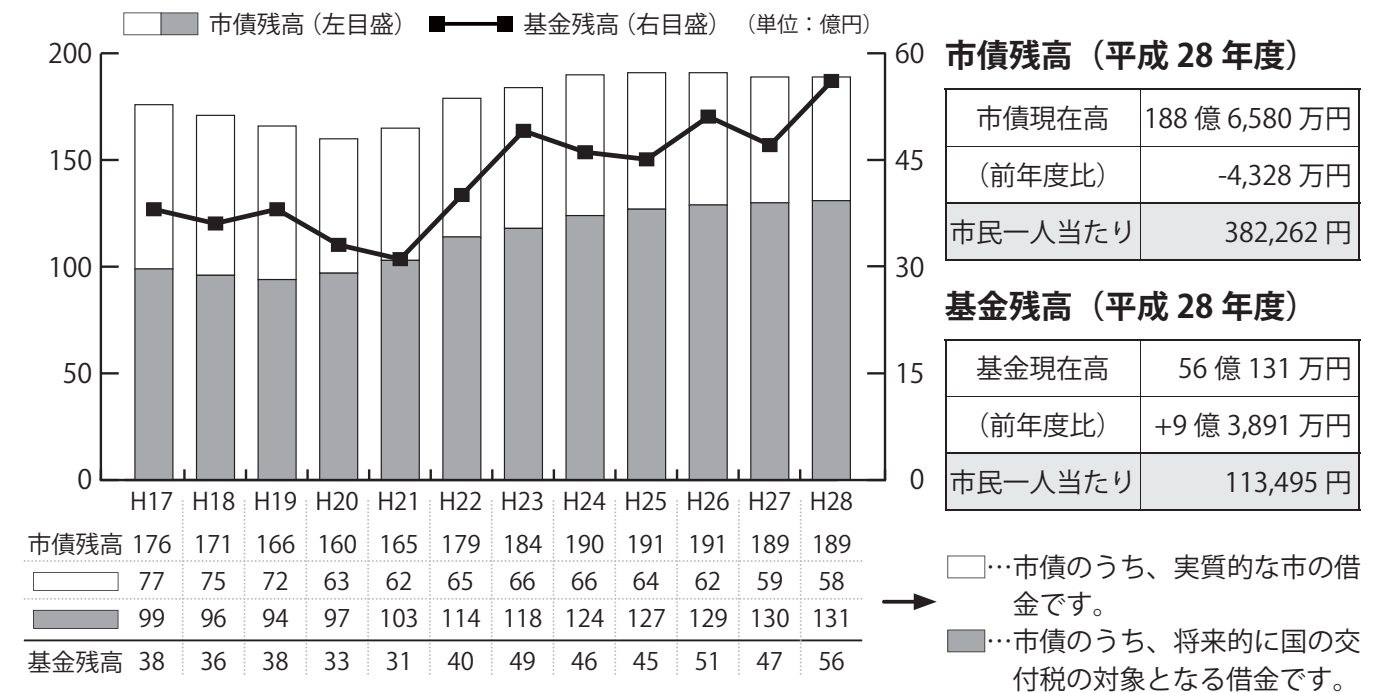


※誤接続がわかったときは、下水道課へ相談を！

◆下水道管への接続を

汚水を公共下水道管に接続する排水設備は供用開始後6カ月以内に設置しなければなりません。くみ取り式便所は供用開始から3年以内に下水道に改造しなければなりません。これらの工事についても、不明な点は下水道課へご相談ください。

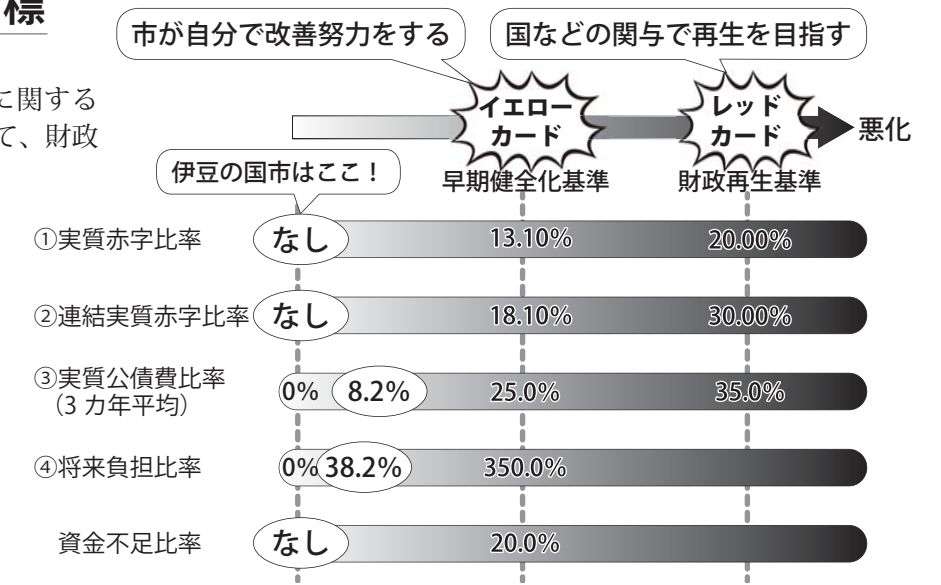
一般会計における市債残高、基金残高の推移



財政の健全性を示す指標

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく5つの指標を使って、財政の健全性をチェックしたものです。

伊豆の国市の健全化判断比率・資金不足比率において、早期健全化基準を超える数値はありません。



財政健全化法がわかる用語解説

- 健全化判断比率
次の①～④の財政指標を健全化判断比率といいます。
- ①実質赤字比率
一般会計などの赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示します。
- ②連結実質赤字比率
全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体の運営の深刻度を示します。
- ③実質公債費比率
借金の返済額やこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示します。
- ④将来負担比率
地方公共団体の一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。
- 資金不足比率
公営企業会計ごとの資金の不足額の度合いを示します。